

Ⅱ 活力ある農村に向けて



1 農業組合などの組織の継続・強化

集落には、行事の持ち方などについて、集落で話し合いを行い、取組の方向や内容を決め、実行する「集落の調整機能」が備わっています。自治会、農業組合、水利組合など、集落にはいくつかの組織がありますが、住民や構成員間の調整は、農業・農村を維持する上においても不可欠です。

農業組合などの組織について、実情に応じて組織体制を見直しながら、「共同のチカラ」を発揮できるよう、組織が有する機能を継続・強化することが必要です。

(1) 組織の点検

○集落の農業関係組織の点検を行い、組織の見直しや強化を図りましょう。

(留意点)

- ・集落によって組織の名称や事務分担は異なりますが、集落の代表的な農業関係組織の機能や構成の例を次表にまとめています。
- ・現状と比べ機能の漏れや強化すべき点・合理化すべき点はないか点検し、組織の見直しや強化を図ります。

(2) 組織強化に向けて

- 土地持ち非農家の参加を得ましょう。
- 若者や女性の力が活かせるようにしましょう。
- 役員の役割分担を明確にしましょう。
- 次の世代を担う役員を育てましょう。

(留意点)

- ・土地持ち非農家は農地の所有者として、集落の農業に対し一定の役割を果たすことが期待されます。集落の農業とのつながりが途切れないよう、土地持ち非農家の参加を得て運営します。
- ・組織運営にあたって、意識的に自治会、婦人会、子ども会等との連携を図ります。組織活動に対する集落内の共通理解を深め、女性の参画や後継者育成につなげます。
- ・組織代表者の負担が大きくなりすぎないように、代表者を補佐する複数の役員を設置するとともに適切な役割分担を行います。前年度の役員が相談役等で組織に残ることも有効です。
- ・役員の円滑な選任も重要です。次期役員をあらかじめ指名するか、役員選定ルールを明確にして組織の継続性を高めます。また、若者や女性の役員登用にも努めます。

表 農業・農村に関する組織の機能および構成

名 称	目 的	主な機能	主な構成員
農業組合 (農事実行組合、改良組合等)	農業者の共同の利益増進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落における農政の代表的組織 ・ 市町、J A、共済組合等関係機関・団体の窓口 ・ 農地の利用調整 ・ 米の生産調整 ・ 公共用地、道路、施設等の保全管理 ・ 他の組織に属さない事項 	集落内の農業者 (土地持ち非農家を含む)
水利組合	農業用水の円滑な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利水、排水調整 ・ 用排水路の維持・管理 ・ 水害の防止 	関係する耕作者、地主
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動組織	集落住民による農地、水利施設、農村環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水路や農道を維持管理する共同活動 ・ 農村環境保全活動 ・ 公共用水域の水質保全 ・ 用排水路の補修更新等 	集落内の農業者、地域住民、自治会等
土地改良区	土地改良事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業の実施 ・ 基幹的な水利施設等の維持管理 	区域内的の耕作者、地主
地主組合	地主の共同の利益増進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の貸借・売買の調整 ・ 耕作者との協議調整 ・ 地代水準の設定 	集落内の地主
営農組合(生産組合等)	農作業や農業経営の共同化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農の推進 ・ 水稻・麦・大豆等の共同生産 ・ 農業経営の協業化 ・ 農業機械・施設の共同利用 	集落内の農業者のうち営農組合への加入を希望する者

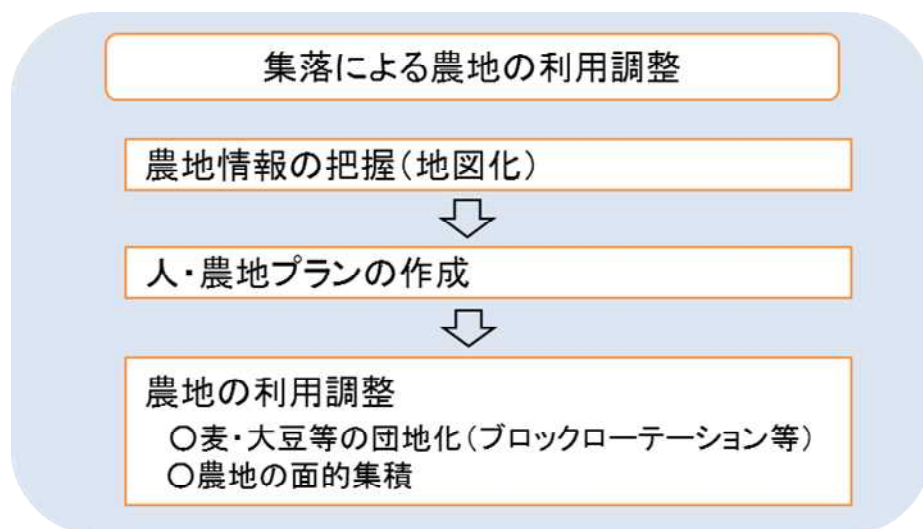
2 集落による農地の利用調整

多くの農業組合等では、集落の大切な財産である農地の情報（位置、地主、耕作者）を保有し、農地の利用調整についての機能を有しています。

また、多くの集落では、以前から集落の話し合いで麦・大豆を栽培する団地を順番に回すブロックローテーションを行うとともに、近年では、「人・農地プラン」に取り組み、集落の話し合いにより農地利用のあり方を検討されています。

今後とも、集落の農地を効率的かつ継続的に保全・利用できるよう、集落が地域の農地の利用調整について中心的な役割を担うことが大切です。

また、効率的な農業用水の配分が行える土地利用調整に向け、土地改良区とも情報の共有を図っていく必要があります。



「農地の面的集積（P29）」、「集落営農組織と個別経営の農地利用調整（P65）」参照

(農地利用の点検)

手順 1	農地情報の把握（地図化）
-------------	---------------------

○集落の農地は健全に管理されているか、農地の高度利用や効率的な利用の観点からさらに改善すべき点はないのか、を点検しましょう。

○農地利用の現況図を作成しましょう。

○今後の農地利用に関する意向調査を行きましょう。

(留意点)

- ・農地利用の現況図を作成します。集落農地の白地図に作付作物、耕作者、地主、面積、ほ場条件などの情報を落とし、色分けします。
- ・耕作者、地主の今後の意向を把握します。今後の規模拡大や縮小、作業受委託、離農など農地利用に関わる事項をアンケートなどで調査します。

- ・将来の意向を確認するため、世帯主（経営者）だけでなく、できる限り次世代の意向も併せて調査します。

（望ましい農地の姿を描く）

手順 2	農地の利用計画の検討（人・農地プランの作成）
-------------	-------------------------------

- 幅広い検討ができる場を設定しましょう。
- 担い手の意向を重視しつつ総合的に検討し、農地利用の原則・ルールを定めましょう。
- 「人・農地プラン」として合意形成を図りましょう。

（留意点）

- ・農地の現状と今後の意向調査を踏まえ、望ましい農地利用の姿を検討します。
- ・担い手の立場、地主の立場、生活者の立場など農地に関わる多様な意見を反映するため、農業利用だけでなく集落全体の共有財産として幅広い検討ができる場を設定します（農地の面的集積など、集中的な議論が必要な場合は検討チームを編成 P31）。
- ・将来にわたり農地全体を保全できるよう、担い手の意向を重視しますが、生きがいや体験の場の提供、景観形成、環境保全等の観点から、検討します。
- ・農地の利用は個人の利害や感情に関わる面がありますので、集落としての農地利用の基本原則やルールを作ります。
 - （例） ① 麦大豆等の団地化（ブロックローテーション）を継続する
 - ② 担い手に農地を面的集積する
 - ③ 農地を貸したい時には、集落の組織に相談する 等
- ・農業組合等の総会に提案し「人・農地プラン」としてまとめ、集落の合意を得ます。

（農地利用調整の実践）

手順 3	農地の利用調整
-------------	----------------

- 農地調整の推進主体を設置しましょう。
- 関係機関・団体との連携を図りましょう。

（留意点）

- ・農地の利用計画を実現するため、農地の相談窓口となり利用調整を担う推進主体を設置することにより、農地に関わる集落機能の向上を図ります。
- ・推進主体は、農業組合や地主組合等の地主も参画する組織が考えられます。
- ・推進主体は合意された原則・ルールに基づき公正な調整に努めるとともに、適切な手続による権利移動等がなされるよう、関係機関・団体と連携を図ります。

3 地域住民の参加による水路や農道を維持管理する共同活動

【メリット】

- ・担い手への農地集積が進み、土地持ち非農家が増えていく中で、地域農業が継続的に行われていくためには、担い手、土地持ち非農家、地域住民が協力して農業用水路、農道、農地などを維持管理する共同活動が活発に行われることが大切です。
- ・地域住民が一体となって共同活動を行うことで、地域内の交流が活発になり、これを契機として、生き物調査や花植えなど、子供から高齢者までが参加した取組が行われ、地域のにぎわいにつながっていきます。

【ポイント】

- ・水田や水路、農道を管理していくことが、農業の持続、集落機能の維持に大きくかかわること、防火や洪水対策の大きな役割も有していることについて、理解を深め、地域に合った共同活動をしましょう。
- ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策などの支援制度を活用します。

共同活動のイメージ



(役員会で検討)

手順 1	地域住民が参加して共同活動を行う必要性の共通理解
-------------	---------------------------------

- 集落の共同活動の現状や問題点を整理しましょう。
 - (例)・参加者が減ってきている
 - ・きめ細かな管理ができなくなっている
 - ・水路や農道が老朽化している
- 担い手の将来方向と関連付けて、共同活動の必要性を整理しましょう。
 - (例)・水路や農道等の管理の労力負担で担い手の規模拡大が困難
 - ・担い手の経営が安定しないと、地域の農地は守れない
- 水路や農道、水田が農業生産以外に果たしている役割を考えましょう。
 - (例)・生活用水、防火用水
 - ・洪水防止
 - ・空間としての水辺
 - ・魚や昆虫(ホタル、トンボ等)などの生き物を育む
 - ・生活用道路
 - ・美しい田園風景の保全
- 以上のようなことを踏まえ、地域住民が参加して水路や農道を維持管理する共同活動を実施していくことの必要性を共通理解しましょう。

(留意点)

- ・水路、農道などを点検して、維持保全ができていないか、確認します。
- ・少数の個別経営に農地が集積し、土地持ち非農家の割合が高い場合は、「個別経営のおかげで集落の農地が守れる」ということの意味を深めます。
- ・共同活動が活発になることで、地域住民の交流が活発になり、きずなも深まります。
- ・幹線用水路などの基幹水利施設を管理運営する土地改良区との役割分担も考えます。

(具体案の作成)

手順 2	共同活動の具体的な取組内容の検討
-------------	-------------------------

- 取組可能な活動から開始しましょう。
- 水路や農道が身近なものとなり親しみが持てるよう、例えば農地の法面等に花が咲くカバープランツを植えて美しい農村景観を演出したり、子供たちを交えた魚つかみなどの生き物観察会を開催するなど、楽しみも加味した活動も検討しましょう。
- 幹線用水路などの基幹水利施設の改修や畦畔除去等の区画整理の費用負担のあり方などについて、検討しましょう。
- 生活環境の維持、集落の伝統行事の継続、美しい景観を創るなど地域の課題を一

緒に考えていきましょう。

○世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策を活用しましょう。

○中山間地域では、中山間地域等直接支払制度を活用しましょう。

(留意点)

- ・農家、土地持ち非農家、地域住民ごとに、実情に応じた役割分担を考えます。
- ・担い手は、機械が必要な作業を分担するなどの協力が考えられます。
- ・共同活動の実施にあたっては、万が一の事故に備えて傷害保険に加入します。
- ・農業用水路やため池などの点検については、土地改良区が所有されているデータを活用したり、関係機関・団体に診断方法を聞くこともできます。
- ・積極的に取り組んでいる先進地域を視察するなど優良事例を参考にします。
- ・支援制度の活用は以下のとおりです。

【制度の活用】

ア 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

①制度の活用方法の検討

○集落みんなの共同活動で、農地、水路、農道など守り、農村の自然環境や美しい景観形成などの取組も併せて行うことができます。

○説明会に参加するなど、関係機関・団体から情報を入手し、事業内容を理解しましょう。

○何が出来るか、何を行うか整理しましょう。

- ・支援制度に取り組むための要件を確認します。

○支援制度に取り組むための体制を検討しましょう。

- ・書類作成が大変という意見がよくありますが、事業が見直され、以前と比べると提出書類は簡素化されていますし、書類作成の委託も可能です。
- ・事務負担の軽減に向けて組織の広域化を視野に入れて、土地改良区などを交えて話し合うことも有効です。

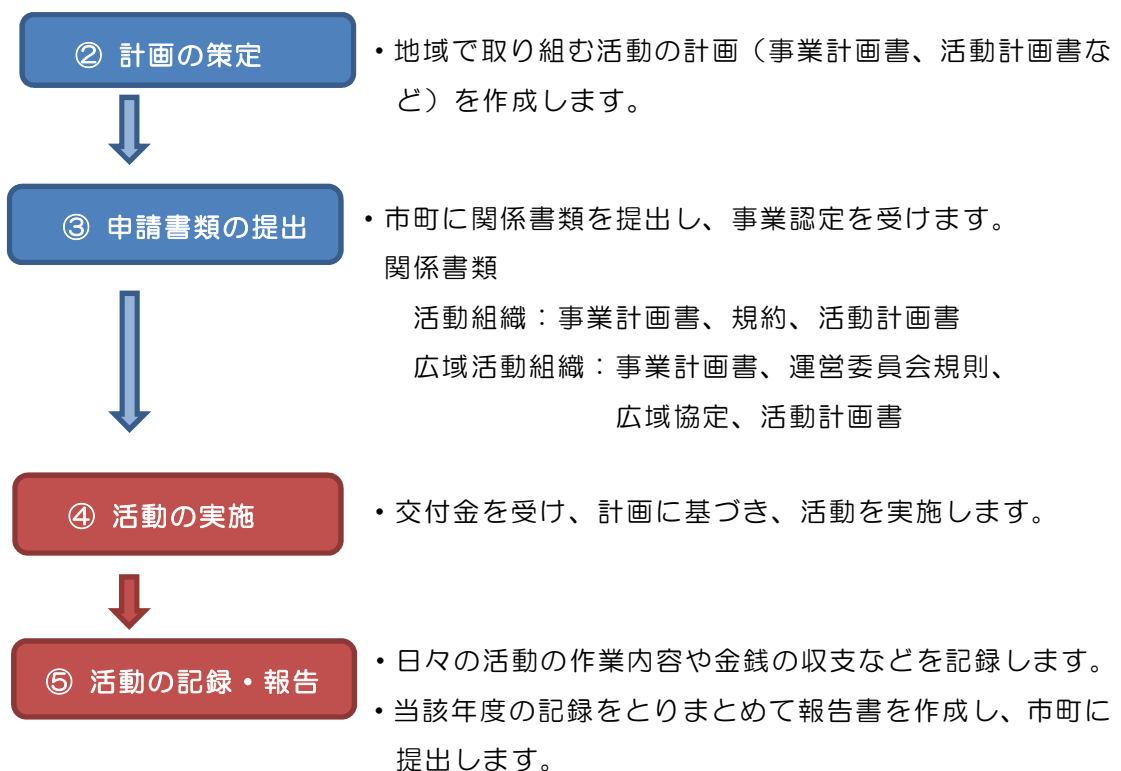
②制度を活用した活動の流れ

○活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立



- ・活動を実施する組織を設立し、規約を作成します。
- ・地域住民が関係する取組のため、自治会も関わる組織にします。



（留意点）

- ・事業計画を申請して市町から認定された年度の4月1日からの活動から支援対象となり、活動は5年間継続する必要があります。
- ・5年間の活動期間中に「地域資源保全管理構想」を作成する必要があります。構想では共同活動の充実だけではなく、地域農業の担い手の育成・確保の方向性を検討し、記載することとなっています。
- ・制度の説明会、研修会に参加して、計画の作成方法、活動のノウハウを習得してください。先進的な活動に取り組まれている地域との交流を図り、情報の交換を行うことも有効です。

イ 中山間地域等直接支払制度

① 制度の趣旨

中山間地域は、一枚当たりの田んぼも小さく、傾斜も急で法面の草刈りにも労力がかかるなど、農地の維持が困難となっています。

このため、農業生産条件の不利な中山間地域において、農地を維持・管理していくための活動に対し、面積や活動内容に応じて一定額が交付されます。

② 制度の活用方法の検討

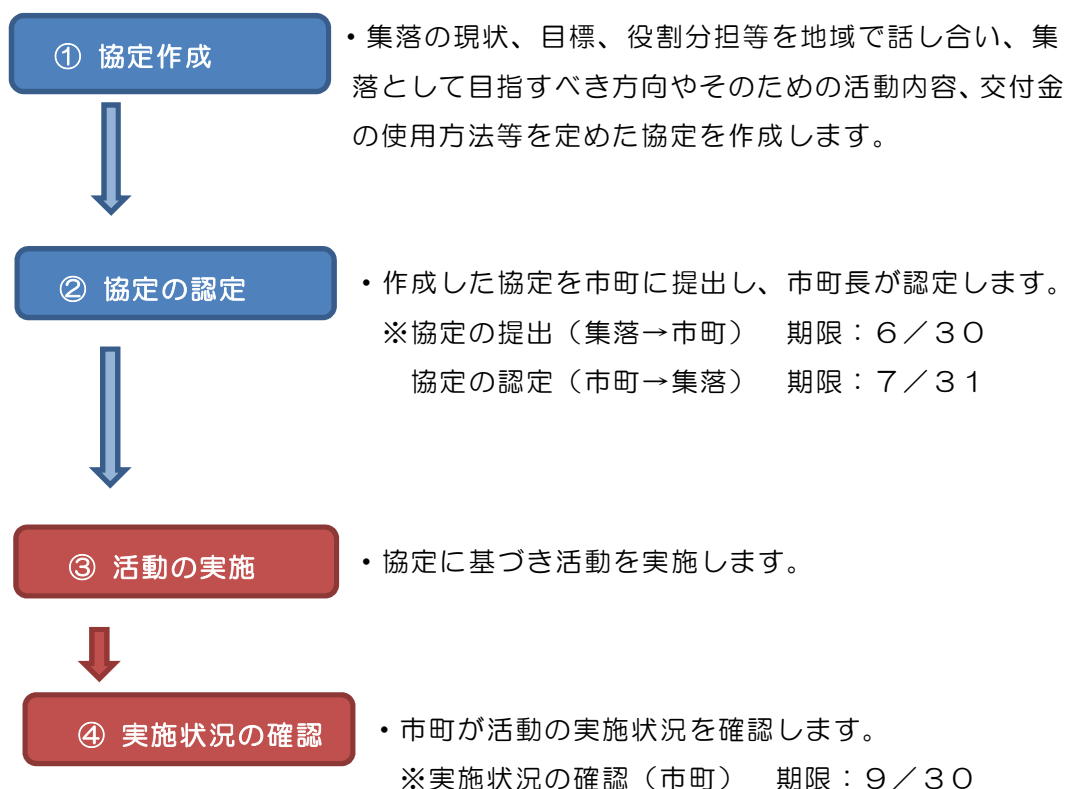
○集落協定か個別協定か地域の実情に応じて決定します。地域の共同活動の視点

から、地域農業の将来の姿を見据えた選択が望めます。

○集落単独での取組が困難な場合、集落間の連携を検討することも可能です。

③制度を活用した活動の流れ

○活動の手順は以下のとおりです。



（留意点）

- ・中山間地域等直接支払制度は、過疎法などの地域振興立法で指定された地域において、傾斜があるなどの基準を満たす農地（対象農地）が交付対象になります。
- ・交付金を受けるためには、集落協定または個別協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する必要があります。
- ・この制度では、通常の農業生産活動などに加え、地域農業の維持・発展に資する取組を行う場合には、通常の交付単価に一定の加算がされます。

土地持ち非農家ばかりの集落で共同活動

長浜市A町

1 集落（組織）の概要

- 【集落戸数】 35戸 【農家戸数】 2戸（集落内には担い手がない）
【農地面積】 17ha

2 特徴的な取組

- 集落農地の大半を他集落の担い手が耕作されている状況であるが、土地持ち非農家や非農家など地域住民が、水路、農道の草刈り、排水路の泥上げ、水路の補修作業を行っている。
- 地域の子供たちを対象とした「生き者観察会」など地域住民の交流活動を行っている。



3 取組の成果

- 入り作する担い手が、農業をやめざるを得ないことがあったが、すぐに、別の外部の担い手に託すことができ、集落農地は、継続して守られている。
- 水路・農道等の維持・管理、生き物観察会を通じて、地域住民全体のコミュニケーションが深まっている。

4 取組のポイント（なぜできたのか）

ポイント① 集落農業の存続について、危機感があった

集落営農が推進された時代に、その波に乗れず離農者が相次ぎ、残る2名も高齢の状況。また、水路などの農業用施設の老朽化も目立ち、このままでは、他集落からの担い手も撤退されると危機感を持ち、水路等を維持する共同活動について合意が図られた。

ポイント② リーダーが「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を活用

当対策事業が始まった当初は、当集落での取組はなかったが、リーダーが、この事業のメリット等を地域住民に説明し、取り組むこととなった。

広域的な「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の取組

高島市水土里を守る会新旭地区

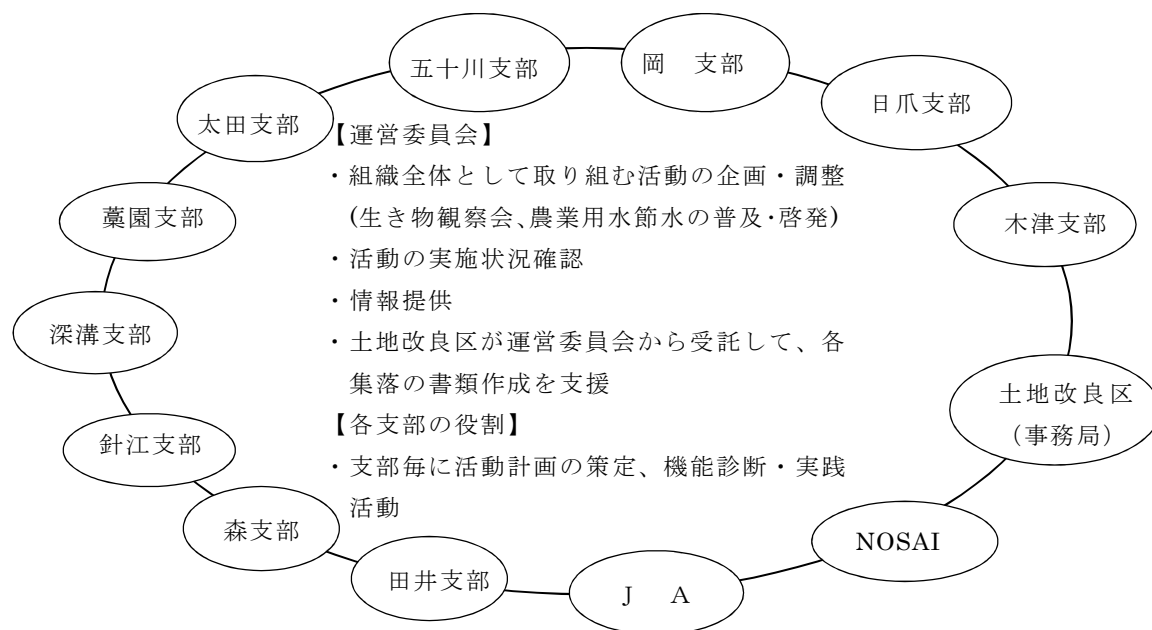
1 組織の範囲

【集落数】 10 集落 【戸数】 2,329 戸 【農家戸数】 268 戸
 【農地面積】 約 493ha

2 特徴的な取組

- 地域の基幹的な農業水利施設を管理している土地改良区を核として、10 集落を支部とし J A なども参画する形で広域の運営委員会を立ち上げた。
- 事務処理は、事務局が各支部からの委託を受けて一括で行う他、生き物観察会などは、広域組織で実施している。

広域的な共同活動体制



3 取組の成果

- 高齢化や人口減少が進行した各集落にとって、事務処理の合理化や生き物観察会の開催の窓口の一元化により負担軽減が図れている。
- 10 集落が 1 つの組織として活動することで集落間の意思疎通が図りやすくなり、土地改良区としても農業用水の節水が進み、高騰する電気代の節減や、農業排水の公共水域への流出削減につながっている。

4 取組のポイント（なぜできたのか）

ポイント① 土地改良区が核となって関係集落に一元化した活動呼びかけ

土地改良施設の管理上の課題を抱える土地改良区と、高齢化や人口減少で弱体化しつつあった関係集落の思惑が一致し、土地改良区が主体となって、事業の趣旨や活動内容、各集落の体制づくり、各集落における効果について説明し、各集落に事業を活用して何をどのように改善したいのかを話し合ってもらい合意形成が図られた。

【参考】 集落ぐるみの獣害対策の実施

本県の野生獣による農作物被害については、近年減少傾向にありますが、平成 25 年度の被害金額は約 2 億 3 千万円と、依然として高い水準にあります。

獣害は、農家の生産意欲の減退、耕作放棄や生活環境の悪化にもつながることから、獣害対策は農業生産の安定と農村振興を図るうえで、大きな課題となっています。

獣害対策は、個々の農家がばらばらで実施しても、被害が周辺に移動するだけで、地域全体の被害軽減にはつながりません。

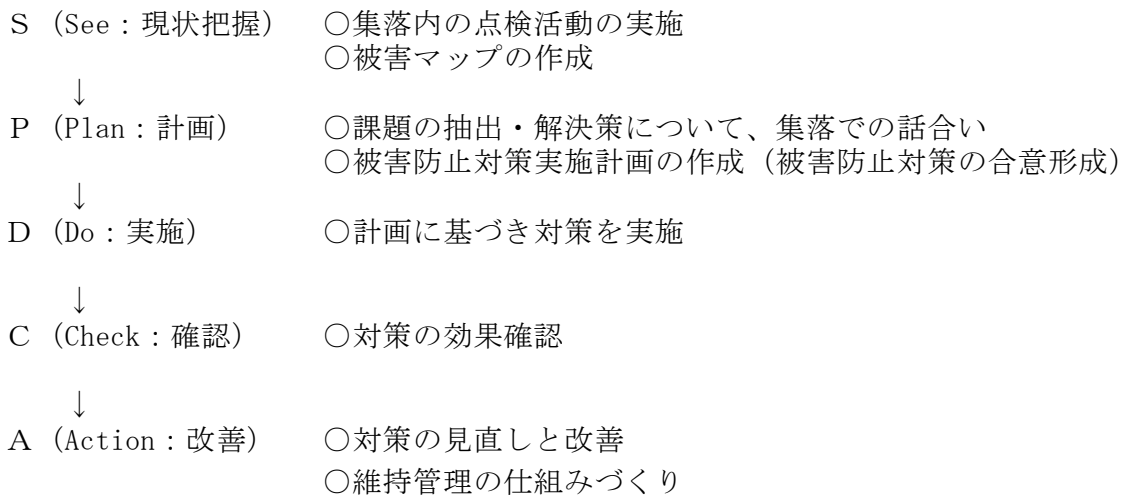
そこで、集落の農地全体の被害を減少させるためには、集落ぐるみで獣害対策を実施することが必要不可欠です。

ア 集落環境点検に基づく被害防止対策の実施

集落の実情に応じた適切な被害防止対策をするためには、SPDCAサイクルによる、継続的な実施が重要です。

集落環境点検により、野生獣の出没原因を正しく把握することにより、自分たちの集落の弱点を整理・再認識したうえで、総合的対策の実施計画を作成し、この計画に基づき、集落ぐるみで実施していきましょう。

【実施の流れ】



○集落からは、老若男女問わず、できるかぎり多くの方に参加してもらいましょう。

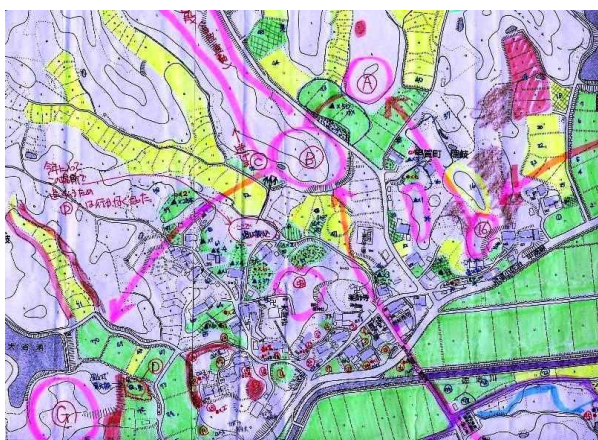
○集落環境点検では、点検項目の打合せを事前に行っておきましょう。

- ①被害野生獣の行動状況 (獣の種類、被害の規模、農地への依存度など)
- ②被害の状況 (被害を受けている作目など)
- ③集落環境の状況 (放棄果樹等の誘引物、周辺林地、畦畔・法面の植生など)
- ④これまで実施してきた対策の状況 (侵入防止柵の設置や捕獲の状況など)
- ⑤集落の守り手の状況 (協力者、道具、資金など)

○対策の実施にあたっては、役割分担を明確にしておきましょう。

(留意点)

- ・特徴的な状況については、写真に撮っておくと、効果的です。
- ・集落の話合いで対策の実施体制や役割分担を決めておくと、スムーズに対策を進めることができます。
- ・対策によっては、調整に時間がかかるものもありますが、まずは、できることから始めていきます。
- ・対策は、一度実施したら終わりではありません。獣の侵入があれば、毎年見直し、改善します。



被害マップ (例)



点検結果を基に被害防止対策を話し合い

イ 設置した侵入防止柵の維持・管理

(集落ぐるみで周年を通じて定期的に点検・補修)

野生動物から、農作物を守るためには、侵入防止柵で侵入を防ぐことが効果的です。本県では、平成25年度末までに1,846kmの侵入防止柵が整備されており、近年、野生動物の被害が減少傾向にあります。

しかし、せっかく設置した侵入防止柵も、点検・補修を怠り、穴が開いたままの状態では、効果はなくなってしまいます。柵の効果を持続させるためには、集落内で柵の管理主体（営農組合など）を位置づけ、継続的な点検と管理を行うことが必要です。

○集落ぐるみで、定期的な点検補修を行きましょう。

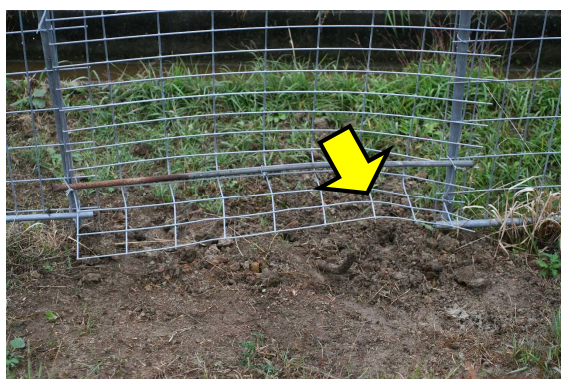
○地域住民からの要補修箇所についての情報を一元化する仕組みを作りましょう。

○柵の内外にある障害物や繁みを取り除き、見通しを確保しましょう。

○電気柵は、常に感電する（動物がしびれる）状態を保ちましょう。

(留意点)

- ・ 集落で話し合い、定期的に柵の破損箇所や動物の侵入形跡がないかを確認する体制を整えます。
- ・ 侵入防止柵の周辺の草木を伐採し、柵設置時に管理道を作ると後の点検・補修がしやすくなります。動物の隠れ場所をなくし、動物が近づきにくくなる効果もあります。
- ・ 柵に草のツルが巻き付いていると、破損しているところを見つけにくくなるだけでなく、倒壊や獣が容易に近づきやすくなる恐れがありますので、特に柵周辺の雑草管理を心がけます。
- ・ 「電気柵は痛くない」と学習した動物は、電気柵を怖がらなくなります。
4,000V以上の電圧が常に得られるよう、電池（バッテリー）・アース・通電線の管理とこまめな草刈りで漏電（電圧低下）を防ぎましょう。漏電を防ぐと、電池（バッテリー）が長持ちし、電気代が安くなります。
- ・ 電気柵を設置する場合は、周りの人が見やすいように、適当な位置や間隔で危険表示を行います。



わずかでも隙間があれば動物は侵入します



作業道の整備で、きちんとした柵の維持管理を

参考資料

- ・ ニホンザル被害防止対策の手引き（平成15年3月）
- ・ イノシシ被害防止対策の手引き（平成16年3月）
- ・ ニホンジカ被害防止対策の手引き（平成18年3月）
- ・ 野生獣による農作物被害防止対策の手引き - ニホンザル編 -（平成21年3月）
- ・ 獣害に強い集落環境点検実施の手引き（平成21年3月）
- ・ 野生獣による農作物被害防止対策の手引き - イノシシ・ニホンジカ編 -（平成22年3月）

上記資料は、滋賀県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nosan/joukyou.html>

4 農業を通じた地域住民の交流

【必要性・メリット】

- ・農村では、それぞれの風土で培われた伝統的な文化、祭りなどの行事が伝承され、住民相互の連帯感や相互扶助の精神が育まれてきました。
- ・これらの伝統的な文化や行事を持続可能な形で継承する活動や、農業体験や朝市など生産者と消費者が地域で交流できる場づくりを通じて、地域を活性化していきましょう。
- ・また、県内では、集落内、あるいは近隣に新興住宅地などが形成されている集落も多くあり、新しい住民の方との交流を深めることで、集落行事の活性化や集落で生産した農産物の固定客の確保などが期待できます。
- ・集落を活性化するために必要な対策として、約半数の集落で「農業を通じた地域住民の交流」と回答されています（H25 滋賀県集落営農等実態調査 P114 参照）。

【ポイント】

- ・子供の参加が得られるように工夫し、子供から高齢者まで、幅広い世代の交流の輪を広げましょう。

《交流活動の例》

- ・ 伝統行事、祭り
- ・ 農産物の朝市
- ・ 農業体験活動
- ・ 体験農園
- ・ 生き物観察会
- ・ 伝統食の料理教室
- ・ 景観作物の栽培
- ・ ・ ・ 持続可能な形で継承
- ・ ・ ・ 集落で収穫された新鮮野菜等を朝市で販売
- ・ ・ ・ 親子を対象にした田植えや収穫作業の体験
集落で生産された農産物の収穫感謝祭
- ・ ・ ・ 未整備田等を活用した野菜づくり体験
- ・ ・ ・ 田んぼや水路に生息する生き物を観察
- ・ ・ ・ 集落で生産された農産物を活用した教室
- ・ ・ ・ コスモスやヒマワリなど、花畑をテーマにしたイベント



(役員会での実態把握)

手順 1	集落内外の状況を知る
-------------	-------------------

○集落内のデータを整理してみましょう。

- ・人口の動向は？ ・年代別の構成は？ ・転入者の状況は？
 - ・集落行事の参加状況は？ ・子供会、女性部あるいは消防団等の活動状況は？
- など

○近隣に新興団地があれば世帯数などの情報を得ておきましょう。

○交流を図る地域の範囲を想定しておきましょう。

(留意点)

- ・交流を進める対象の状況によって、活動内容も変わってきます。
- ・集落内と合わせて近隣の新興団地の自治会の状況も把握しておきます。

(具体案の検討)

手順 2	「農」を意識した交流活動の内容を決める
-------------	----------------------------

○地域住民の新たな交流を考える場合は、集落内で協力いただける指導者的な人材、あるいは、農地、農産物の状況を考えて、内容を決めていきましょう。

○子供向けの交流を行う場合は、予め、地元小学校の先生方と相談しておくとういでしょう。

(留意点)

- ・子供を対象にした活動を行うことで、家族の方の関心を高めることができ、交流の範囲が広がりやすくなります。

(合意形成)

手順 3	交流活動の内容を提案し協力を得る
-------------	-------------------------

○これまで続けてきた伝統行事などは、まずは、続けることを前提に検討しましょう。

○人手不足等の問題があれば、これまでのしきたりを緩和して、参加できる範囲を広げ呼び掛けるなどの見直しを行いましょ。

○地域住民の新たな交流活動を行う場合は、自治会としても運営を主体的に行っていきましょう。

(留意点)

- ・これまで続けてきた行事は、一旦、止めてしまうと復活するには相当な労力が必要となります。まずは、続けるための方策を優先して検討します。
- ・新たな交流活動を自治会活動の一環として位置付け、広報誌等で集落住民に目につきやすくします。
- ・交流活動等のイベントについては、近隣集落、あるいは学区等の単位で実施できる方法を検討するのも一方法です。

(実践)

手順 4	地域住民への参加を呼びかけて実施
-------------	-------------------------

- 交流活動の具体的な内容・日程・場所等を定めた計画を決めましょう。
- 知り合いの方々にも口コミでの周知をお願いしましょう。

(留意点)

- ・子供を対象にした交流では、PTA役員にも声をかけます。交流活動が継続すれば、スタッフとして協力いただくことも考えられます。
- ・体験農園等では、農家が栽培指導を行い、農家の置かれている状況も交え交流を深めます。
- ・交流の場面では、農家が多く参加し、地域住民からの問い合わせに答えられるようにしておきます。
- ・最初は、少人数でも継続することが大切です。回数を経るにつれ、口コミ等で参加者の増加が期待されます。
- ・実施当日は、自治会役員、子供会担当、女性部担当などいろいろな立場の役員等がスタッフとして参画し、積極的に交流が広がるようにします。
- ・新興団地等が別の自治会の場合は、事前にその自治会長と相談し、住民の方々への周知について協力を得ておきます。

集落みんなによる活気に満ちたむらづくり

近江八幡市白王町

- 1 集落（組織）の概要** 市郊外の西之湖内湖と琵琶湖岸の里山に囲まれた集落
【集落戸数】50戸 【農家戸数】21戸（すべて兼業：麦・大豆主体の集落営農組織）
【農地面積】50.0ha
【栽培作物】水稲、小麦、大豆（白大豆、早生黒、丹波黒）、野菜

2 特徴的な取組

- 水郷や湖中水田「権座」の景観を集落の宝として、「水郷を活かした農の里づくり」を理念に、地域住民一体となった活動を展開
- 集落営農組織が主体となり、環境保全・むらづくりを行う「白王町鳩の会」、地域外の賛同者を含めた「権座・水郷を守り育てる会」を発足して、収穫感謝祭、田植え・稲刈り体験など様々な交流イベントを運営
- 集落営農組織では、条件不利の権座の田を活用し、幻の酒米「滋賀渡船六号」を生産して独自の清酒の商品化を行う他、女性や子供たちによる丹波黒の枝豆収穫・出荷作業など多様な活動を展開



みんなで話し合うワークショップ



農の収穫感謝祭でのにぎわい

3 取組の成果

- 一人一人が景観を守るために「自分ができること」を考え、参画できる場がつけられ、住民総参加による集落活動が展開されている。
- 営農組織の活動に主婦層や若者が参加するなど農業への理解が深まっている。
- こうした取組を通じて、若者がUターンや2世帯住宅を建て定住し、また、集落外からの定住希望者が増加している。

4 取組のポイント（なぜできたのか）

ポイント① 全国初「重要文化的景観」の指定を契機に住民の景観保全の意識が向上
集落住民が自らの集落が有する「景観」を再認識することができた。

ポイント② 景観保全を軸にした農業振興計画の作成

景観を保全するため、住民全体での将来の農業を考えるワークショップが行われ、計画の策定とともに、住民の集落行事への参画意識が高まった。

ポイント③ 集落ぐるみのイベント開催

集落営農組織が、イベント等の集落活動の運営母体として機能した。

農業と住民の共生による住みよい農村づくり

愛荘町沓掛

1 集落（組織）の概要

【集落戸数】271戸 【農地面積】13.4ha

【農家】集落内の全ての地主32戸加入の集落営農法人

【作物・面積】水稲：9ha、小麦：4.1ha、大豆：4.1ha

2 特徴的な取組

- 集落営農組織が核となり、自治会等を巻き込んだ環境保全等の交流活動
 - ・子ども会等と連携し田植え・稲刈り体験や河川の水質・生物調査の実施
 - ・老人会による道路沿い畦畔のカバープランツの植栽・管理
 - ・月2回ごみゼロボランティア活動
 - ・道路沿いに花プランターを配置、近くの住民が管理する美化活動
 - ・住民参加の糯つき大会 など
- 生産した米を集落住民に斡旋して販売



子供たちによる田植え体験

3 取組の成果

- 集落住民全体の理解を得て、年2回、全戸総出の排水路の清掃活動が定着している。
- 集落営農組織では、米を集落住民に販売することで、価格が安定、また、機械の修繕を自ら行うなどコスト削減に取組み、規模は小さいものの理念としている「儲からないけど損をしない集落営農」が実践されている。
- 近隣では、開発が進む中で、当集落では15年以上優良農地が守られている。
- 担い手のいない近隣集落へも出作を行い、法人として規模拡大を始めている。

4 取組のポイント（なぜできたのか）

ポイント① 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業をきっかけに

当事業の主体として、営農組織を核に、子ども会、老人クラブ等が加入する「みどり豊かな沓掛を守る会」を結成。水路清掃やごみゼロボランティア等の環境美化活動につながっている。

ポイント② 営農組織のメンバーが自治会等の役員を兼務し一体的に活動できる体制

自治会や「みどり豊かな沓掛を守る会」などの組織役員を兼務することで、集落の中で、農業に関わる事業の合意が得やすい体制にある。

5 地域資源を活用した農村の活性化

【メリット】

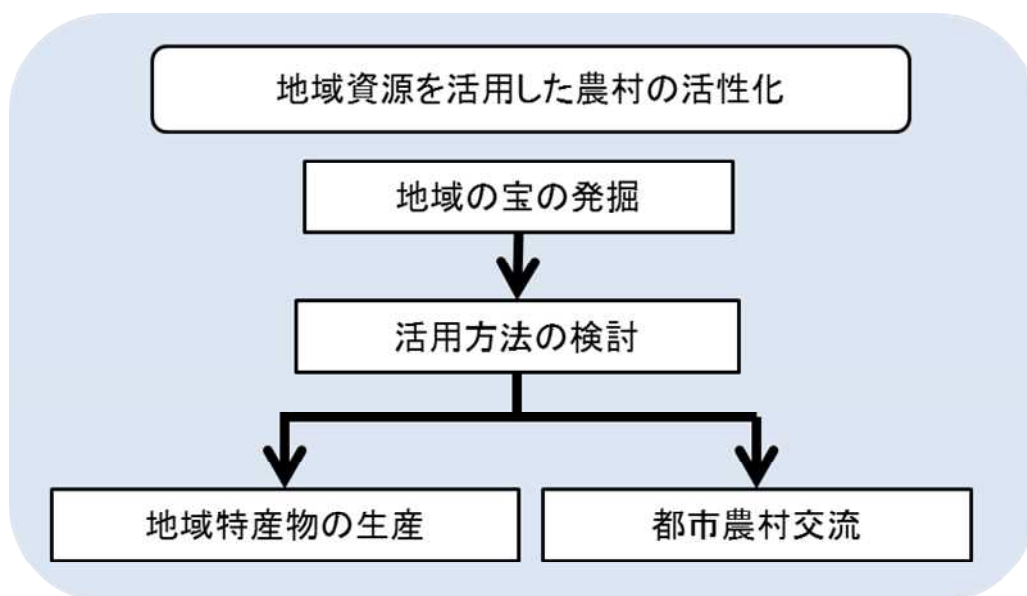
農村には、農産物をはじめ、美しい田園風景や自然、伝統・文化など優れた地域資源が多く存在しています。中には、地元住民の方が気付いていないものがあるかもしれません。これら地域資源は、都市住民などにとって、新鮮で魅力を感じるものが多くあります。

こうした資源を活用して、特産づくりや都市農村交流に取り組むことで、以下のような効果が期待でき、集落の活性化につながります。

- ・農村に埋もれていた魅力の再発見
- ・地域コミュニティの充実
- ・来訪者の増加による賑わい
- ・女性、高齢者の活躍の場を提供
- ・農家等の所得向上

【ポイント】

- ・外からの刺激を受ける（学生や専門家等との連携）
- ・集落のやる気のある「人」を見つけ仲間づくり
- ・取組が始まればマスコミ等に情報発信
- ・できるところから、まずは、やってみる



(役員会での検討)

手順 1	集落の活性化を図る新たな取組ができないか、役員会で検討
-------------	------------------------------------

- 集落リーダーを中心に、今後の集落について話し合い、集落が活気づく新たな取組ができないか検討しましょう。
- 集落行事に関心の高い人を見つけ、仲間に入れてもらいましょう。人が集まれば、有志による組織を立ち上げます。この組織が、集落での推進母体になります。
- 関係機関・団体にも相談しましょう。近隣の地域おこしに取り組むNPOなどの意見を聞きましょう。

(留意点)

- ・リーダーだけでは進みません。仲間づくりが大切です。
- ・関係機関・団体とのつながりが必要です。関係機関と相談して、協力してくれる専門家やNPOを見つけ、相談することも有効です。
- ・何よりも「何か取り組もう」と役員、有志グループで合意することが大切です。

(多くの意見を聞く)

手順 2	みんなで「地域の宝」を探し出す
-------------	------------------------

- 「自分たちの集落についての思い」を話し合ひましょう。
- それぞれが思っている「地域の宝」について聞き取りましょう。
- 事前に、「地域の宝」について、アンケートで若者や女性まで幅広く聞いておくとういでしょう。その結果を報告すると、話し合いにはずみがつくでしょう。
- 関係機関・団体や専門家などの外から見た、「地域の宝」の提案も受けましょう。

(留意点)

- ・みんなが考えている「地域の宝」を把握します。
「地域の宝」とは、「集落の外に向かって胸を張って言えるもの」です。
- ・女性の意見は貴重です。女性同士気のあった仲間に声をかけてもらい、参加者を増やします。
- ・最近、集落に移ってこられた方がおられれば、その方に、集落の良さなどを聞きます。
- ・「ワークショップ」というみんなの意見を聞き、取りまとめる手法が活用できます。専門的な知識も必要で、関係機関・団体に相談してみましよう。

(新たな取組の計画づくり)

手順3	「地域の宝」を活用した新たな取組についての検討
------------	--------------------------------

- 集落座談会やアンケート、専門家等から得られた「地域の宝」をリストアップしましょう。
- 地域おこしの専門家などを招いて、「地域の宝」が、集落の地域特産物につなげられないか、都市部などの人を呼び込むことができないかなど、その活用方法について意見を聞きましょう。
- 関係機関・団体やNPO等と相談し、専門家の意見も聞いて、地域の活性化につながる地域の特産物づくりや都市住民等との交流など新たな取組を計画しましょう。

(留意点)

- ・自分たちで考えるのはもちろんのこと、専門家の力を借りることも必要です。
- ・新たな取組については、集落内に必要な人材がいるかどうかを併せて検討します。例えば、「特産物を生産するのであれば、あの人ならやってくれそう」とあてをつけておくことも必要です。
- ・事前に協力が必要と思われる方には、説明しておきます。
- ・その地域資源にまつわる物語を語れる取組とします。
- ・実現を信じて前向きな気持ちを持ち続けること、できない言い訳ばかり並べる前に、どうしたらできるかを考え行動することが大切です。

(集落での合意づくり)

手順4	「地域の宝」を活用した新たな取組計画の提案
------------	------------------------------

- 「地域の宝」の調査結果を報告しましょう。
- 多くの住民が認める「地域の宝」を提案し、それを地域の活性化に活かすことを話し合しましょう。
- 新たな取組計画を提案し、賛同者を募りましょう。

(留意点)

- ・専門家等の協力が得られれば、その場への参加をお願いします。
- ・「地域の宝」をできるだけ多くの住民の共通認識となるように話し合いを進めます。
- ・全員の合意が得られなくても、賛同者で実践に結び付けることも必要です。

※次に、取組計画の例として、(1) 地域特産物の生産と (2) 都市農村交流 の進め方を示しています。

(1) 地域特産物の生産

集落で育まれた伝統的な農産物があれば、それを「地域の宝」に位置付けるとよいでしょう。そうした農産物がなくても、「地域の宝」と関連づけて、集落の風土に適した新たな農産物を特産化する、あるいは、現在、生産されている農産物を特産化する方法もあります。

例えば、地域でとれた米を酒造業者と連携し、「地域の宝」をイメージできるような日本酒を商品化されている事例も見られるようになりました。

(地域特産物の生産)

(P99、100の続き)

手順5	組織を立ち上げ、実践
------------	-------------------

- やる気のある「人」を募って、生産組織を立ち上げましょう。
- 生産組織で栽培技術を習得するための研修会を開催しましょう。
- 当初、生産に必要な費用（種子代など）を集落で助成することも考えてみましょう。
- あらかじめ、近くの直売所や観光地など集客が見込める所と相談し、販売先を確保しておきましょう。

(留意点)

- ・生産組織には、女性や高齢者などに加入を呼び掛けます。担い手の協力が得られれば、組織の強化につながります。
- ・地域特産物としてのブランド化には、「地域の宝」をイメージできることが大切です。関係機関・団体、さらに、専門家や地元の商工業者、大学等と相談するのも有効です。
- ・最初に生産されたものは、まずは、集落の方に食べてもらいましょう。「地域の宝」がみんなのものになります。
- ・広くPRすることも大切です。新たな取組を始めた時、生産された時などは、マスコミに情報提供します。



(2) 都市農村交流

都市部では、農村が持っている豊かな自然や温かい人のつながりの中で、ゆとりのある暮らし体験をしてみたいと感じる人が増えてきています。

こうした都市住民のニーズを把握し、所得機会を増やし、農村の活性化につながるような創意工夫による取組が大切です。

都市農村交流の例

イベント（祭り、農業体験、棚田ボランティアなど）

農家民宿

観光地と連携した直売 など

いずれも、企画から運営・実施まで、費用と労力がかかります。集落だけで考えるのではなく、関係機関・団体や専門家・NPOなどと相談しながら進めることが大切です。

(計画の具体化)

(P99、100の続き)

手順5	集落での受入れ体制の整備
------------	---------------------

○地域の組織（農業組合、自治会、世代をつなぐ農村まると保全向上対策活動組織など）が連携して行いましょう。

○地域で生産される農産物の販売も併せて行いましょう。

(留意点)

- ・都市農村交流は新しい祭り（活動）であり、接待するという意識ではなく、共に楽しむという気持ちで取り組みます。
- ・最初は、小規模から行い、小さな成功体験を積み重ねることにより、ノウハウを蓄積し、応援協力してくれる仲間を増やしていきます。
- ・地域の特産品などの販売、各種交流会イベントには、女性の協力を得られるように努めます。
- ・農家民宿を実施する場合は、市町が中心となって集落に働きかけ、地域として受入れ体制が整備されたのち、小中学校の体験型教育旅行などにつなげていきます。

(交流活動の実践)

手順6	農村と都市との交流
------------	------------------

- 相手先が決まっているような場合は、事前に十分調整しましょう。
- 事前に関係者で、準備ができているかチェックしましょう。

(留意点)

- ・取組の中で役割分担（責任、広報、収益など）を行い、得意分野をもとに担当を決めておきます。
- ・現地案内を実施するなど、様々な見学コースを準備し、多くの都市住民と農村住民が交流のできる機会を設けます。

参考文献

- ・農村活性化で困ったときの^{マニュアル}処方箋 農林水産省（平成26年7月）
～ふるさとを想う気持ちを大切に～
- ・^{こきょう}湖郷 一元気な農村への道しるべ 滋賀県（平成25年3月）
滋賀県ふるさと・水と土保全対策 活動事例集



集落の特産品「もち」を核とした6次産業化による活性化

甲賀市甲賀町小佐治

1 集落（組織）の概要

市の中央部に位置し、谷地田（谷にある田）を有する中山間地域
【集落戸数】 155 戸 【農家戸数】 69 戸
【農地面積】 75.1ha

2 取組の特徴

- 集落の特産品「滋賀羽二重糯」を環境こだわり農産物として栽培するなど、集落全体で生産振興に取り組む。
- もちの加工販売施設「もち工房」を設け、「もち加工品」の他、米粉麺等の商品開発およびその販売にも力を入れ、売上を伸ばしている。
- 集落自ら企画・実施している「もちまつり」では、地域の伝統芸能の餅つき太鼓を復活させ、地域住民はもとより、都市住民との交流の場そして地域農産物の販売の場となっている。
- この他、生き物観察会に小学生が参加するなど世代を越えた交流が行われている。



米粉を使ったたい焼き



もちまつり

3 取組の成果

- ・もち米やその加工品等は、「もち工房」や近隣の直売所の他、通販、さらには、近くの高速度道路サービスエリアでの販売など、販路を拡大している。
- ・「もち工房」での加工・販売の取組は、集落の女性・高齢者の安定した雇用につながり、交流の場ともなっている。
- ・「もちまつり」では、いろいろなイベントを兼ね備え、1日で約3,000名を集客し、交流だけでなく、もちをはじめ集落の農産物の販路の拡大にもつながっている。

4 取組のポイント（なぜできたのか）

ポイント① 滋賀羽二重糯という集落誰もが認める「地域の宝」があり、これを核とした取組で、集落全体の協力が得られたこと

太古には琵琶湖が位置した特有の重粘土質土壌で生産され、栽培は難しいが、品質評価が高い滋賀羽二重糯を、特産物として誰もが認めている。

ポイント② リーダーとそれを支える仲間、そして、加工を担う女性グループと人材が揃っていたこと

当初、農村女性がもち加工に取組み、これをリーダーとその仲間が、加工・販売体制の整備など、村おこしに向けて集落の合意づくりを進めた。

中山間の条件不利地において、大学と連携して地域の活性化

大津市八屋戸 北船路

- 1 集落（組織）の概要** 比良山系の麓で琵琶湖を一望できる棚田を持つ中山間地域
【集落戸数】 46 戸 【農家戸数】 41 戸
【農地面積】 27.0ha

2 特徴的な取組

- 条件不利地域であるが、ほ場整備事業を平成 18 年に完了。また、高齢等で耕作できない農地の受け手として、集落営農法人「北船路福谷の郷」を設立するなど、棚田を守る活動に取り組む。
- 棚田の保全活動に呼応するように、龍谷大学が、一つのゼミの活動として北船路をフィールドとした「北船路米づくり研究会」を立ち上げ、大学生と地元農家による協働活動が展開されている。
 - ・大学生が水稻および里芋の生産を手伝い、市内や京都の飲食店に P R を実施
 - ・生産者と消費者の顔が見えるよう、毎月、市内商店街で「北船路野菜市」を開催
 - ・「かかし祭り」として、地元農家、園児や保護者、商店街等の関係者の交流会を開催
 - ・この祭りをきっかけに、酒米の生産と酒造業者との提携による地酒を商品化



3 取組の成果

- 高齢等で耕作できない農地の受け手として、農事組合法人「北船路福谷の郷」を設立
- 素晴らしい景観をブランドに、米・野菜等の販路が市商店街などで拡大している。

4 取組のポイント（なぜできたのか）

ポイント① 大学のゼミ担当教員との人のつながりを活かすことができた

ある地元農家による、知り合いの大学教授への『農村活性化について、龍大と一緒に取り組みができないか』の一言がきっかけで、現在の活動につながっている。

ポイント② 集落のまとまりが良く、大学生の受入れの合意ができた

当集落では、ほ場整備が実施され、また、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用して、獣害対策や農道・畦畔の維持管理の共同活動が行われるなど、集落のまとまりが良かった。

地域の生き物を育み、都市農村交流を通して地域の活性化

野洲市須原

1 集落（組織）の概要

市西部に位置し琵琶湖に接する平坦地域
【集落戸数】 77戸 【農家戸数】 34戸
【農地面積】 44.7ha

2 特徴的な取組

- 湖辺の立地を活かして、「魚のゆりかご水田」に取り組み、様々な交流事業を実施
 - ・「生き物の観察会」等の県内の都市部や東京、大阪など都市住民との交流会を実施
 - ・地元学校給食に生産された米を提供し、学校で生産者による出前講座を実施
 - ・都市部の住民が体験できる「魚のゆりかご水田オーナー制」の取組 など
- 「魚のゆりかご水田米」の販路拡大とPR
 - ・安心安全な付加価値のあるお米として、近隣直売所・市内スーパー、そして、交流した都市住民などに販売。また、地酒の商品化にも着手



オーナー田での田植えイベント



専門家を招いての生き物観察会

3 取組の成果

- 大阪の企業とのオーナー契約に結び付き、魚つかみ、田植え・収穫体験、収穫祭など年4回、延べ320人もの交流につながっている。
- 生き物を育む活動を通じて、滋賀大学など様々な大学等との研究活動の場となり、交流の輪が広がっている。
- 須原の「魚のゆりかご水田米」としてブランド力が高まっている。

4 取組のポイント（なぜできたのか）

ポイント① 世代をつなぐ農村まると保全向上対策事業がきっかけに

農業者だけでなく自治会、子供会、PTA、老人会等が加入する「せせらぎの郷」を結成、活動の話合いの中で、子供のころの魚つかみの体験を思い起こし、「魚のゆりかご水田」の取組につながった。

ポイント② 関係者の支援

大学との交流の中で、イベント等のアドバイスを受けられるようになった。

ポイント③ 子どもを主役にしたイベント

「生き物観察会」など、子供を呼ぶことで、若い夫婦やお年寄りが一緒に参加し参加者の拡大につながっている。

4 集落が協力して地域資源を活用した活性化

長浜市杉野地域

1 地域の概要

高時川支流の杉野川の最上流部に位置する山間地域

- 杉野地域は、木之本町の金居原、杉野、杉本、音羽の4集落からなる地域
- 地域全体の高齢化率は3割を超えており、集落によっては、高齢化率が50%を超え、子供がいない状況など過疎化が進んでいる。

2 特徴的な取組

- 4つの集落の区長をはじめ地域の有志等で構成する「杉野川地域づくり協議会」を組織し、専門家を招き将来の地域について、4集落合同の意見交換会を開催している。
- その話合いから、いくつかのプロジェクト（耕作放棄地の再生、都市住民との交流活動）の実践に結びつけている。

3 取組の成果

- 地域の課題を「自分たちのもの」と地域住民が認識し、4集落が協力した自主的な地域活動が継続して取り組んでいる。
 - ・空き家の古民家を、有志で田舎暮らし体験屋敷「さきち」として蘇らせ、毎年5月に開催する「茶摘み体験」など都市住民との交流拠点として活用している。
 - ・既存の地域活性化施設を「山の駅」として活用し、地元有志が地元の採れたて野菜や木工品などを都市住民に販売している。
 - ・地域の共同活動として、水路や農道の保全、清掃活動などの他、「芝桜の植栽」や「ホテル観察会」などの取組を地域内外の参加者と行っている。



田舎暮らし体験屋敷「さきち」



「さきち」で囲炉裏を囲んで交流

4 取組のポイント（なぜできたか）

ポイント① 地域おこしの事業を活用できたこと

4集落のリーダー等が一つのテーブルで話し合う機会が作られた。

ポイント② 4つの集落で活動できたこと

財政的なことは各集落の自治組織が行い、地域づくりに必要な活動の調整は協議会が行い、集落間の関係をしっかり整理し活動されている。

ポイント③ 関係機関や大学生等の応援が得られたこと

専門家によるアドバイスや関係機関や学生などの協力があった。